長浜市公売公告兼見積価額公告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定の例により公告する。

令和7年10月31日

長浜市長 浅見 宣義

| 公売の方法 | 期間入札 |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 入札期間 | 令和7年11月17日(月)10時00分から |
| | 令和7年11月21日(金)16時00分まで |
| 公売の場所 | 滋賀県長浜市八幡東町632番地 |
| | 長浜市役所 1階 滞納整理課 |
| 売却決定の日時 | 令和7年11月25日(火)10時30分 |
| 売却決定の場所 | 滋賀県長浜市八幡東町632番地 |
| | 長浜市役所 1階 滞納整理課 |
| 買受代金の納付の期限 | 令和7年11月28日(金)16時00分 |
| 公売保証金 | なし |
| 見積価額 | 14,100円 |
| 買受人の資格その他要件 | 国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受 |
| | 人となることはできません。 |
| 公売財産上の質権者、抵 当権者の権利等の内容の 申出について | 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売 |
| | 財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有す |
| | る者は、売却決定の日の前日までにその権利の内容を申し |
| | 出てください。 |
| 公売財産の表示 | フィギュア(箱無し)8点 |
| | フィギュア(箱入り)2点 |

- 1 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し 売却決定を行います。
- 2 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき又は買 受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り 消します。
- 3 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得 後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。また、引渡財産は、買 受代金納付時点の現状有姿により行います。
- 4 長浜市(執行機関)は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 5 売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。
- 6 執行機関が公売財産を占有しているので、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
- 7 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 8 やむを得ない事象があった場合、公売を中止することがあります。
- 9 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用される等により損害を受けた場合に、長浜市は何ら補償しません。